

174. 県民個人所得…(昭和32~33年)

県民個人所得とは、県内に居住する個人が実際に受領した所得の総額である。これには経済活動に参加した報酬としての所得だけでなく、国及び地方公共団体から無償で受取る振替所得も含まれる。なお分配所得は所得を発生時点で、個人所得は受領時点で扱ったものであつて、構成内容は分配所得と類似している。

(単位 百万円)

		昭和 32 年		昭和 33 年		対前年比
		実 額	構 成 比	実 額	構 成 比	
総 数	1	166 243	100.00	176 979	100.00	106.5
勤 勞 所 得	2	80 076	48.17	86 736	49.01	108.3
賃 金 俸 給	3	75 095	45.17	80 898	45.71	107.7
そ の 他	4	8 397	5.05	9 772	5.52	116.4
控 除 (社会保険)	5	△ 3 416	2.05	△ 3 934	△ 2.22	115.2
個 人 業 主 所 得	6	66 521	40.01	67 848	38.34	101.9
農 林 水 産 業	7	42 901	25.80	42 451	23.99	99.0
そ の 他 の 諸 産 業	8	22 623	13.61	24 394	13.78	107.8
そ の 他	9	1 714	1.03	1 747	0.99	101.9
控 除 (国 保)	10	△ 717	△ 0.43	△ 744	△ 0.42	103.8
個 人 賃 貸 料 所 得	11	3 699	2.23	4 387	2.48	118.6
個 人 利 子 所 得	12	6 017	3.62	6 903	3.90	114.7
個 人 配 当 所 得	13	1 452	0.87	1 374	0.77	94.6
個 人 振 替 所 得	14	8 478	5.10	9 731	5.50	114.8

175. 県民個人支出…(昭和32~33年)

県民個人支出とは、個人所得が個人消費支出、個人税、個人貯蓄として実際にどのように処分されているかの処分形態を示すものである。個人消費支出は県民が消費生活を営むために、財貨やサービスの購入に支出した金額を示している。

個人税は、個人の所得や財産に賦課された租税と個人が支払った公共的な使用料、手数料からなっている。

個人貯蓄は、一般に貯蓄と考えられている概念と異なり、個人所得から個人消費支出及び個人税を差引いた残額で、この中には有価証券投資増加額、住宅投資、個人業主の耐久財投資、在庫品の増加なども含まれている。

(単位 百万円)

		昭和 32 年		昭和 33 年		対前年比
		実 額	構 成 比	実 額	構 成 比	
総 数 (2+8+10)	1	166 243	100.00	176 979	100.00	106.5
個 人 消 費 支 出	2	130 356	78.41	139 701	78.94	107.2
飲 食 費	3	61 750	37.14	64 475	36.43	104.4
被 服 費	4	14 402	8.66	14 337	8.10	99.5
光 熱 費	5	6 352	3.82	6 344	3.59	99.9
住 居 費	6	11 437	6.88	13 362	7.55	116.8
雑 費	7	36 415	21.91	41 183	23.27	113.1
個 人 税 及 び 税 外 負 担	8	5 619	3.38	5 630	3.18	100.2
県 外 へ の 純 送 金	9	-	-	-	-	-
個 人 貯 蓄	10	30 268	18.21	31 648	17.88	104.6
直接推計による個人貯蓄	11	28 765	17.30	23 924	13.52	83.2
個 人 業 主 の 純 投 資	12	9 193	5.53	9 892	5.59	107.6
預 貯 金 の 増 加	13	14 744	8.87	10 471	5.92	71.0
直 接 証 券 投 資	14	1 504	0.90	1 226	0.69	81.5
住 宅 純 建 設	15	4 743	2.85	5 840	3.30	123.1
控 除 借 入 金 純 増	16	△ 1 419	△ 0.85	△ 3 505	△ 1.98	247.0
誤 差 と 脱 漏 (10-11)	17	1 503	0.91	7 724	4.36	513.9
個 人 可 処 分 所 得 (2 + 10)	18	160 624	96.62	171 349	96.82	106.7